

茨城エコ事業所登録制度のご案内

茨城エコ事業所登録制度とは？

県が定める環境負荷を減らす取組を実践する事業所を登録する制度です。
中小規模事業所でも導入しやすい制度となっているため、他県でも同様の制度がある中、登録事業所数は全国トップレベルです！（2019年3月31日現在登録数 2,002事業所）

こんなことでお悩みではありませんか？

省エネや省資源に取組みたいけど
何から始めたらいいかわからない…

ムダを見直してコスト縮減したい

環境配慮企業としてPRしたい
従業員に意識を根付かせたい



茨城エコ事業所
として活動・登録！



登録のメリット

登録証等の交付	・登録証・ステッカーを交付 ・名刺・広告等にシンボルマークをご使用可能	
県ホームページでの広報	・県環境政策課ホームページで事業所名・格付け公表	
エコ事業所向け銀行保証付私募債の新規記録手数料の免除	・(株)筑波銀行のエコ事業所向け銀行保証付私募債を発行する際、 新規記録手数料が無料となります 詳細は(株)筑波銀行にお尋ねください。	
県環境保全施設資金融資制度を利用する場合の利子補給	・県の環境保全施設資金融資制度を利用して、省エネルギー・ 新エネルギー施設等の設置及び改善を行う際、省エネルギー対策 実施計画書を提出すると、無利子で融資が受けられます ・計画書を提出しなくても、0.9%の利子補給を行います 詳細は県環境政策課ホームページをご覧ください。	
県の入札参加資格審査での加点	・建設工事請負業者入札参加資格審査基準で5点加点 ・物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点 入札参加資格申請の手続きについては、土木部監理課(建設工 事)又は会計管理課(物品調達等)にご確認ください。	
常陽エコ・セレクトローンを利用する場合の金利優遇	・(株)常陽銀行の常陽エコ・セレクトローンを利用する場合は、 貸付金利の優遇が受けられます 詳細は(株)常陽銀行にお尋ねください。	

登録手続きなどは裏面をご覧ください

茨城エコ事業所登録制度の4つの特徴

茨城県内に所在する事業者であれば全ての事業者が登録申請できます。
登録料・更新はありません。

事業所の取組内容にあわせて3つのステップがあり、無理なく始めることができます。

環境に配慮した取組の実践により、経費削減に繋がります。

格付け（登録区分）

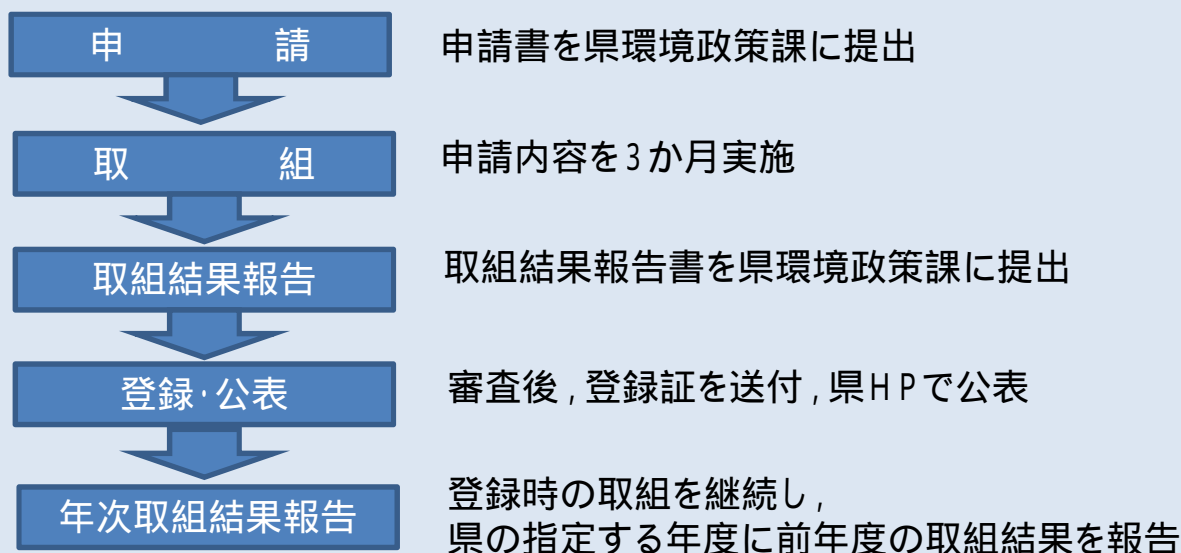
冷暖房の温度調節やコンセントをこまめに抜くといった、県の定める項目にいくつ取組むかで格付けが変わります。

取組みが容易な順に「必須項目」「基本項目」「発展項目」となっています。

詳細は環境政策課ホームページをご覧ください。

	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	6項目(全て)	3項目以上を実施	-
AA	6項目(全て)	4項目以上を実施	2項目以上を実施
AAA	6項目(全て)	5項目以上を実施	4項目以上を実施

登録の流れ



【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境政策課

TEL:029-301-2939 FAX:029-301-2949

又は「茨城エコ事業所」で検索

